

資産運用行為に関する措置の概要

業 者	認可投資顧問業者	投 資 信 託 委 託 業 者		運 用 信 託 会 社	保 険 会 社	商 品 投 資 顧 問 業 者
		(投資信託(委託業))	(投資法人(運用業))			
根 拠 法 令	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	投資信託及び投資法人に関する法律	投資信託及び投資法人に関する法律	信託業法	保険業法	商品投資に係る事業の規制に関する法律
運 用 対 象 資 産	証券取引法上の有価証券	有価証券、不動産等の特定資産	有価証券、不動産等の特定資産	資産一般	資産一般	商品投資
運 用 者 の 参 入 要 件	認可(法24条①)	認可(法6条)	認可(法6条)	免許(法3条)	免許(法3条)	許可(法30条)
受 託 者 責 任	投資一任契約に基づく受託者若しくは投資一任契約の再委任契約の受託者としての善管注意義務(民法644条)	受益者に対する善管注意義務(法14条②)	投資法人に対する善管注意義務(法34条の2②)	信託事務の処理における善管注意義務(法28条②)	—	商品投資顧問契約という委任ないし準委任契約の受任者としての善管注意義務(民法644条)
	顧客に対する忠実義務(法30条の2)	受益者に対する忠実義務(法14条①)	投資法人に対する忠実義務(法34条の2①)	信託財産に係る受益者に対する忠実義務(法28条①)	—	顧客に対する忠実義務(法41条)
	顧客と締結した投資一任契約のすべてについて、顧客から一任された投資判断及び委任された権限のすべてを他の認可投資顧問業者等に再委任してはならない。(法2条④(2)、法30条の4)	運用の指図を行う特定の投資信託財産につき当該指図に係る権限の全部又は一部を委託することが可能。委託先についても委託業者の行為として行為規制が及ぶ。(法17条)	運用に係る権限の一部を再委託することが可能。委託先についても委託業者の行為として行為規制が及ぶ。(法34条の5)	受託する信託財産について、信託業務の一部を委託することが可能。委託先についても委託業者の行為として行為規制が及ぶ。(法22条)	—	—
	顧客の金銭若しくは有価証券の預託の受入等の禁止(法19条)	信託会社又は信託業務を営む金融機関を投資信託契約の受託者とする。(法4条)	資産保管会社に投資法人の資産の保管に係る業務を委託しなければならない。(法208条)	信託財産は受託者の固有財産及び他の信託財産と分別して管理することを要する。(法28条③)	—	顧客資産の預託の受入等の禁止(法40条)
資 产 運 用	○顧客の相手方となる取引の禁止 (法18条(33条において準用)) ○顧客相互間における利益の付け替え等を内容とする投資の禁止 (法30条の3①(5)) ○スキャルピングの禁止 (法30条の3①(6)) ○通常と異なる条件で、顧客の利益を害することとなる条件での取引を内容とする投資の禁止 (法30条の3①(7)) ○認可投資顧問業者の利害関係人たる証券会社等の利益を図るために顧客の利益を害すこととなる取引を内容とする投資の禁止 (法30条の3②)	○自己と投資信託財産との取引(法15条①(1)) ○投資信託財産相互間の取引(法15条①(2)) ○スキャルピングの禁止 (法15条①(4)) ○通常と異なる条件で、顧客の利益を害することとなる条件での取引を内容とする投資の禁止 (法15条①(5)) ○利益関係人等の利益を図るために受益者の利益を害すこととなる取引の禁止(法15条②)	○自己と投資法人との取引(法34条の3①(1)) ○投資法人相互間の取引(法34条の3①(5)) ○スキャルピングの禁止 (法34条の3①(6)) ○通常と異なる条件で、投資法人の利益を害することとなる条件での取引を内容とする取引の禁止 (法34条の3①(7)) ○利益関係人等の利益を図るために投資法人の利益を害すこととなる取引の禁止(法34条の3②)	○自己又は利害関係人との取引(法29条②(1)) ○信託財産相互間の取引(法29条②(2)) ○スキャルピングの禁止 (法29条①(3)) ○通常と異なる条件で、信託財産に損害を与えることとなる条件での取引の禁止(法29条①(1))	○資産運用の制限 (法97条、97条の2) ※定額保険のみ適用 ○特定関係者等との通常の条件と著しく異なる条件で行う取引等の禁止(法100条の3)	○顧客の相手方となる取引の禁止(法42条(1)) ○スキャルピングの禁止(法42条(2))

注) 保険会社については、事務ガイドラインにおいて資産運用についての規定がある(別紙参照)。

事務ガイドライン（保険会社関係）

1－6 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点

保険会社に対し経営の健全性及び業務の適切性を確保するため必要な場合には、法第128条に基づく報告又は資料の提出を求めることができる。また、保険会社の経営状態によっては、法第132条等に基づく業務改善等の命令を行うことが必要となる。

以下において、保険会社を監督するための、着眼点を整理した。

(略)

1－6－5 資産運用等

(略)

(14) 投資一任契約による運用について

- ① 資産運用全体に関する企画立案（基本方針、収益計画やリスク管理計画の策定など）は保険会社が自ら行っているか。
- ② 投資一任に関して資産運用全体における位置付けなどの基本方針が策定されているか。
- ③ 投資一任契約の内容が保険会社の資産運用方法として適切なものとなっているか。
- ④ 投資一任勘定を含めてリスク管理を行うための措置が十分講じられているか。
- ⑤ 投資一任勘定を含めて資産運用規制遵守及びその検証体制が整備されているか。

(略)

(17) 特別勘定の市場運用について

特別勘定の市場運用に関する内部規定が適切に定められているか。また、当該規定に基づく適切な運用が確保される体制が整備されているか。

(注) 内部規定を定めるにあたって、次の点に留意しているか。

- イ 保険契約者のために誠実に運用する旨を定めているか。
- ロ 保険契約者に対して、運用方針、運用内容（貸株運用に関する事項を含む。）等を説明する旨を定めているか。
- ハ 市場において遵守すべき原則（例えば、価格操作・風説の流布の禁止、引値保証取引に関する事項等）を定めているか。
- ニ 取引執行能力、法令遵守（コンプライアンス）、信用リスク、運用実績等を総合的に勘案した発注先及び一任・助言先の選定に係る基準を定めているか。